



目 次

| 規 則 | ペー ジ |
|---|------|
| ◎高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則 | 1 |
| 告 示 | |
| ○県統計調査の実施（2件）（統計分析課） | 1 |
| ○指定市町村事務受託法人に係る受託事務の廃止の届出（高齢者福祉課） | 2 |
| ◎告示（指定市町村事務受託法人の指定）の廃止（ " " ） | 2 |
| ◎高知県立高知城歴史博物館の指定管理者の主たる事務所の所在地の変更の届出（文化振興課） | 2 |
| ○保安林の指定予定の通知（5件）（治山林道課） | 2 |
| ○道路の区域変更（6件）（道 路 課） | 3 |
| ○道路の供用開始（ " " ） | 4 |
| 公 告 | |
| ○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課） | 4 |
| 入札公告 | |
| ○一般競争入札（室戸高等学校外46校で使用する電気）の公告（会計管理課） | 5 |

規 則

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月13日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第21号

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則（平成12年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中「17,900円」を「18,200円」に改め、同表2の表中「8,900円」を「9,200円」に、「17,900円」を「18,200円」に、「5,900円」を「6,100円」に、「14,900円」を「15,100円」に、「4,100円」を「4,300円」に、「13,100円」を「13,300円」

に改め、同表3の表中

「

| | |
|--------|---------|
| 2,900円 | 11,900円 |
| 2,900円 | 9,900円 |
| 2,900円 | 8,700円 |

」

を

「

| | |
|--------|---------|
| 3,100円 | 12,100円 |
| 2,900円 | 10,100円 |
| 2,900円 | 8,900円 |

」

に改め、同表備考4中「「35歳」を「、「35歳」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行後において、この規則による改正後の高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則別表の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

告 示

高知県告示第287号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

令和元年8月13日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査の名称

高知県工業統計補完調査

2 調査の目的

県内における従業者数3人以下の製造業を営む事業所の活動状況を把握し、産業振興施策等の基礎資料とするため。

3 調査対象の範囲

(1) 地域

県内全域

(2) 単位

事業所

(3) 属性

日本標準産業分類に掲げる大分類E—製造業に属する事業所（国に属する事業所を除く。）のうち、従業者数3人以下の事業所

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

ア 事業所の名称、所在地及び電話番号

イ 従業者数

ウ 開設時期

エ 製造品出荷額

オ 加工賃収入額

カ その他収入（事業外収入を除く。）額

(2) その基準となる期日

令和元年6月1日現在（一部の事項については、平成30年1月1日から同年12月31日までの期間を基準とする。）

5 報告を求める者

(1) 数

818事業所

(2) 選定方法

全数

| | | |
|--|--|---|
| <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 県が民間事業者を經由して報告を求める。</p> <p>(2) 調査方法 郵送調査(必要に応じて民間事業者が訪問による調査票の回収又は聞き取り調査を行う。)</p> <p>7 報告を求める期間 令和元年9月中旬から同年10月中旬まで</p> <p>高知県告示第288号 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。 令和元年8月13日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 調査の名称 人材確保に係る介護事業所実態調査</p> <p>2 調査の目的 県内の介護サービス事業所における従事者の状況等を把握し、介護サービス事業所の人材確保対策の施策に活用するため。</p> <p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 地域 県内全域</p> <p>(2) 単位 事業所</p> <p>(3) 属性 介護サービス事業所</p> <p>4 報告を求める事項及びその基準となる期日</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>ア 所在地</p> <p>イ 開設年</p> <p>ウ 法人格(経営主体)</p> <p>エ 利用者数</p> <p>オ 従業員数</p> <p>カ 従業員の就労状況</p> <p>キ 従業員の平均月額給与</p> <p>ク 従業員の職種別の充足状況</p> <p>ケ 従業員の定着率</p> <p>コ 職員の早期離職防止及び定着促進の方策</p> <p>サ 人材育成の取組</p> <p>シ 教育・研修の状況</p> <p>ス 職場環境</p> <p>セ 介護報酬改定に伴う対応</p> <p>(2) その基準となる期日 令和元年7月1日</p> <p>5 報告を求める者</p> | <p>(1) 数 約1,400事業所</p> <p>(2) 選定方法 短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護の介護サービスを行っている事業所の全て</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 県が民間事業者を經由して報告を求める。</p> <p>(2) 調査方法 郵送調査</p> <p>7 報告を求める期間 令和元年8月下旬から同年9月中旬まで</p> <p>高知県告示第289号 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第11条の3第1項の規定により指定市町村事務受託法人から受託に係る市町村事務(以下「受託事務」という。)の廃止の届出があったので、同令第11条の6第2号の規定により次のとおり告示する。 令和元年8月13日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 廃止に係る受託事務を行う事務所の名称及び所在地 社会福祉法人土佐市社会福祉協議会 土佐市高岡町乙3451-1</p> <p>2 指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地 社会福祉法人土佐市社会福祉協議会 土佐市高岡町乙3451-1</p> <p>3 指定市町村事務受託法人の代表者の職名及び氏名 会長 土居 啓之</p> <p>4 廃止年月日 令和元年6月26日</p> <p>5 廃止に係る受託事務の種類 介護保険法(平成9年法律第123号)第24条の2第1項第2号に掲げる事務(要介護認定調査事務)</p> <p>6 指定市町村事務受託法人の居宅サービス等の提供の有無 無</p> <p>高知県告示第290号 平成28年9月高知県告示第500号(指定市町村事務受託法人の指定)は、廃止する。 令和元年8月13日</p> | <p>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>高知県告示第291号 高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例(平成27年高知県条例第51号)第21条第3項の規定により高知県立高知城歴史博物館の指定管理者から主たる事務所の所在地について変更の届出があったので、同条例第25条第2号の規定により次のとおり告示する。 令和元年8月13日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 施設の名称 高知県立高知城歴史博物館</p> <p>2 指定管理者として指定した団体の名称 公益財団法人土佐山内記念財団</p> <p>3 変更前及び変更後の主たる事務所の所在地 (変更前) 高知市鷹匠町二丁目4番26号 (変更後) 高知市追手筋二丁目7番5号</p> <p>4 変更年月日 平成28年8月1日</p> <p>高知県告示第292号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。 令和元年8月13日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 宿毛市橋上町楠山字甚九郎山1263の2、1263の3、1268の1、1271の24、1271の30</p> <p>2 指定の目的 水源の涵養</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第293号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。</p> |
|--|--|---|

令和元年8月13日
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
宿毛市橋上町楠山字入道山1306の2

2 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第294号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和元年8月13日
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
安芸郡北川村柏木字才次久保753の1

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字才次久保753の1（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第295号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨

の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和元年8月13日
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町桑瀬字宮谷43・字下夕切228の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第296号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和元年8月13日
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡構原町横貝852、853、887、895、896

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
横貝853・887（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関

係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び構原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第297号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和元年8月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年8月13日
高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 国道
2 路線名 441号
3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|--------|-----------------|---------------|
| 四万十市利岡字八百田504番1から 四万十市利岡字城ノ下231番3まで | A | 2.5 } | 35 |
| | 12.5 | | |
| 四万十市利岡字八百田504番1地先から 四万十市利岡字古城1879番1まで | B | 12.5 } | 34 |
| | | 20.5 | |
| 四万十市利岡字八百田504番1地先から 四万十市利岡字古城1879番1まで | 後 | 12.5 } | 34 |
| | | 20.5 | |

高知県告示第298号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和元年8月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年8月13日
高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道
2 路線名 安田東洋
3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|-----|--------|-----------------|---------------|
| | | | |

| | | | |
|---|---|-----------|-----|
| 安芸郡馬路村馬路字カラ谷4202番1から安芸郡馬路村馬路字横岩4197番49地先まで | 前 | 5.8 } | 775 |
| | 後 | 23.2 } | 775 |
| 安芸郡馬路村馬路字カラ谷4198番16から安芸郡馬路村馬路字横岩4197番49地先まで | | 37.2 } | |
| | | 68.2 | |

高知県告示第299号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年8月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年8月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中土佐佐賀
- 3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) |
|--------------------|--------|-------------|----------|
| 高岡郡中土佐町久礼字新湊8645番1 | 前 | 8.0 | 25 |
| | 後 | 10.6 } | 25 |
| | | 14.0 | |

高知県告示第300号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年8月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年8月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 前浜植野
- 3 道路の区域

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
|--|--|--|--|

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) |
|------------------------------------|--------|-------------|----------|
| 南国市久礼田字横様981番1から南国市久礼田字神ノ木前2573番まで | 前 | 7.7 } | 302 |
| | 後 | 14.2 } | 302 |
| | | 11.2 } | |
| | | 18.9 | |

高知県告示第301号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年8月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年8月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村宿毛
- 3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) |
|--|--------|-------------|----------|
| 幡多郡三原村下切字岡田ノ前1082番地先から幡多郡三原村下切字ハセカダバ1065番1まで | 前 | 8.6 } | 660 |
| | 後 | 31.2 } | 660 |
| | | 8.6 } | |
| | | 31.2 | |

高知県告示第302号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年8月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年8月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 庄田伊野
- 3 道路の区域

| 区 間 | 変更前 | 敷地の幅員 | 延長 |
|-----|-----|-------|----|
| | | | |

| | 後の別 | (メートル) | (メートル) |
|---------------------------------------|-----|-----------|--------|
| 高岡郡日高村下分字竹ヶ谷5931番から高岡郡日高村下分字神母2860番まで | 前 | 4.0 } | 659 |
| | 後 | 39.0 } | 659 |
| | | 7.0 } | |
| | | 17.5 | |

高知県告示第303号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和元年8月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年8月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村宿毛
- 3 道路の区域

| 供 用 開 始 区 間 | 延 長(メートル) | 供用開始年月日 |
|--|-----------|-----------|
| 幡多郡三原村下切字岡田ノ前1082番地先から幡多郡三原村下切字ハセカダバ1065番1まで | 660 | 令和元年8月13日 |

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、中村市東中筋土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の出がであった。

令和元年8月13日

高知県知事 尾崎 正直

| 役名 | 氏 名 | 住 所 |
|------|-------|--------------|
| (退任) | 上原 準 | 四万十市楠島1382番地 |
| 理事 | 安田 純一 | 〃 〃 1155番地1 |

| | | | | |
|------|-------|---|---|--------------|
| 〃 | 西田 勝俊 | 〃 | 〃 | 3089番地 1 |
| 〃 | 東 勇喜 | 〃 | 〃 | 江ノ村558番地 |
| 〃 | 岡山 清香 | 〃 | 〃 | 1305番地 |
| 〃 | 萩 一亀 | 〃 | 〃 | 317番地 |
| 〃 | 大橋 長久 | 〃 | 〃 | 森沢2724番地 |
| 〃 | 畠山 功 | 〃 | 〃 | 2665番イ号地 |
| 〃 | 寺尾 節夫 | 〃 | 〃 | 2783番地 1 |
| 監事 | 松岡 一良 | 〃 | 〃 | 楠島1975番地 |
| 〃 | 坂本 良徳 | 〃 | 〃 | 江ノ村868番地 |
| 〃 | 大橋 武 | 〃 | 〃 | 森沢3120番地 |
| (就任) | | | | |
| 理事 | 上原 準 | 〃 | 〃 | 四万十市楠島1382番地 |
| 〃 | 安田 純一 | 〃 | 〃 | 1155番地 1 |
| 〃 | 西田 勝俊 | 〃 | 〃 | 3089番地 1 |
| 〃 | 岡山 修正 | 〃 | 〃 | 江ノ村1286番地 |
| 〃 | 鳥谷 剛 | 〃 | 〃 | 850番地 2 |
| 〃 | 鳥谷 正 | 〃 | 〃 | 774番地 |
| 〃 | 大橋 長久 | 〃 | 〃 | 森沢2724番地 |
| 〃 | 畠山 功 | 〃 | 〃 | 2665番イ号地 |
| 〃 | 寺尾 浩二 | 〃 | 〃 | 2810番地 1 |
| 監事 | 松岡 一良 | 〃 | 〃 | 楠島1975番地 |
| 〃 | 坂本 良徳 | 〃 | 〃 | 江ノ村868番地 |
| 〃 | 亀岡 廣三 | 〃 | 〃 | 森沢3150番地 |

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年8月13日

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

室戸高等学校外46校で使用する電気 一式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 購入物品の納入期間

令和2年1月1日午前零時から同年12月31日午後12時まで

(4) 購入物品の納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(入札説明書による。)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者

であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成30～令和2年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成30年度から平成32年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(平成29年9月高知県告示第657号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県会計管理局会計管理課

電話番号088-823-9873

(2) 入札説明書の交付方法

ア 手渡しによる交付の場合

令和元年8月13日(火)から同年9月9日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

令和元年8月13日午前9時から同年9月9日午後5時までの間に高知県会計管理局会計管理課のホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180101/>)で交付する。

(3) 入札の日時及び場所

入札書を令和元年9月27日(金)午後5時までに(1)の交付場所に持参又は書留郵便により提出すること。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年10月1日(火)午前9時

イ 場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎 地下第3会議室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和元年9月9日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センタ

一に提出すること。ただし、令和元年9月3日(火)までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口
3の(1)に同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Supply of electricity for the Muroto Prefectural High School and the other 46 prefectural high schools

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Monday 9 September 2019

(3) Date and time for tender (by hand or registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Friday 27 September 2019

(4) Contact: Accounting Management Division, Treasury, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan
Tel: 088-823-9873

(5) Others: As in the tender documentation